

京田辺市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成28年12月21日

京田辺市監査委員 稲川 俊明

京田辺市監査委員 奥西 伊佐男

平成28年度京田辺市行政監査（その2）結果報告書

1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

2 監査のテーマ

一者随意契約について

3 監査の目的

随意契約は、公正確保及び有利性の見地から、一般競争入札を原則とする地方自治法の規定では、例外的な契約方法である。

そこで、本市における随意契約事務が、京田辺市契約規則、京田辺市随意契約事務要領及び京田辺市随意契約ガイドライン（以下「市契約規則等」という。）に沿って執行されているか、特に一者随意契約の現状を検証し、適正な契約事務の執行に資することを目的とし、平成26年度に行政監査を実施した。

今回は、平成26年度行政監査（以下「前回調査」という。）で指摘した事項等について、改善が見られたかを検証することで、契約事務のさらなる適正な執行に資することを目的として、同じテーマで行政監査を実施した。

4 監査の対象

（1）対象部局

全部局

（2）対象範囲

①平成27年度一般会計及び特別会計

節12) 役務費 細節03) 手数料から執行された契約金額200万円以下のもの。

②平成27年度水道事業会計

節17) 手数料から執行された契約金額200万円以下のもの。

5 監査の期間

平成28年5月23日から平成28年12月14日まで

6 監査の方法

全部局に調査票の提出を依頼し、提出された調査票を通査するとともに、必要に応じて関係職員のヒアリングを行った。

7 監査の着眼点

(1) 随意契約理由について、地方自治法施行令第167条の2第1項（公営企業においては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項）のいずれの号に該当するか、適切に判断されているか。

(2) 一者随意契約において、一者選定の理由が適切に記載されているか。

(3) 前回指摘した事項等について、改善が見られるか。

8 契約事務の概要

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている。原則は、一般競争入札であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これらによることができると規定されている。

このうち随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号に定められており、これ以外は随意契約ができない。

また、京田辺市随意契約ガイドラインでも、「契約方式については、一般競争入札を原則とする地方自治法の主旨を十分に踏まえ、契約事務の公正性の保持と経済性を図る観点から、技術・製品の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し、決定するものとし、随意契約方式を適用することとした場合は、その理由を十分整理しておくものとする。その中で、個々の発注工事や目的物購入等に当たり、一者の特命による随意契約の場合は、その理由及び業者の選定理由を十分明確にするものとする。」とされている。

9 調査結果の概要

(1) 今回の監査対象とした契約（上記4（2）の対象範囲の契約。以下「対象契約」という。）の状況は、表1のとおりである。

表1 対象契約状況表

| 対象契約合計 | | 一般競争入札 | | 指名競争入札 | | 随意契約 | |
|--------|------------|--------|-------|--------|-----------|-------|------------|
| 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
| 423 | 77,062,390 | 0 | 0 | 50 | 9,665,434 | 373 | 67,396,956 |
| | | 0.0% | 0.0% | 11.8% | 12.5% | 88.2% | 87.5% |

※ 下段は、対象契約合計に占める割合である。

今回の調査で報告があった対象契約合計は、件数が423件で、合計金額は77,062,390円であった。

その内訳は、一般競争入札が0件(0.0%)で0円(0.0%)、指名競争入札が50件(11.8%)で9,665,434円(12.5%)、随意契約が373件(88.2%)で67,396,956円(87.5%)であった。

前回調査と比較すると、指名競争入札件数の割合が7.8%から11.8%と、4.0ポイント上昇していた。

前回調査と同様に、対象契約を200万円以下としているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額以下のものが多く、全体件数の88.2%が随意契約によって締結されており、一般競争入札によるものはなかった。

指名競争入札によるものは、公用車の継続検査に係る検査・代行手数料、保育所児童・職員の検尿・検便等検査業務、市営住宅飲料水水質検査業務、特殊建築物定期調査報告書作成業務、市営住宅排水設備清掃作業、市営住宅受水槽清掃作業等で、全体件数の11.8%であった。

(2) 随意契約の状況は、表2から表5のとおりである。

表2 随意契約状況表(その1)

| 随意契約合計 | | 見積合わせ | | 一者随意契約 | |
|--------|------------|-------|------------|--------|------------|
| 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
| 373 | 67,396,956 | 88 | 15,600,391 | 285 | 51,796,565 |
| | | 23.6% | 23.1% | 76.4% | 76.9% |

※ 下段は、随意契約合計に占める割合である。

※ 見積合わせの件数に、プロポーザルによる随意契約を含めている。

随意契約合計は、件数が 373 件で、合計金額は 67,396,956 円であった。
その内訳は、見積合わせが 88 件 (23.6%) で 15,600,391 円 (23.1%)、
一者随意契約が 285 件 (76.4%) で 51,796,565 円 (76.9%) であった。

前回調査と比べると、見積合わせ件数の割合が 8.2 ポイント上昇した一方、
一者随意契約件数の割合は 5.9 ポイント低下していた。

表 3 随意契約状況表 (その 2)

| 随意契約合計 件数 | 地方自治法施行令第167条の2第1項該当号 (件) | | | | | | | | |
|--------------|---------------------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 | 第6号 | 第7号 | 第8号 | 第9号 |
| 373 | 104 | 217 | 39 | 0 | 13 | 7 | 1 | 0 | 0 |
| | 27.9% | 58.2% | 10.5% | 0.0% | 3.5% | 1.9% | 0.3% | 0.0% | 0.0% |

※ 該当号の件数は、複数選択している場合があり、合計が契約件数と合致しない。

※ 下段は、随意契約合計に占める割合である。

随意契約合計件数 373 件のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の該当号 (以下「該当号」という。) は、第 1 号が 104 件 (27.9%)、第 2 号が 217 件 (58.2%)、第 3 号が 39 件 (10.5%)、第 4 号が 0 件 (0.0%)、第 5 号が 13 件 (3.5%)、第 6 号が 7 件 (1.9%)、第 7 号が 1 件 (0.3%)、第 8 号及び第 9 号がそれぞれ 0 件 (0.0%) で処理されていた。

(参考) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の内容

| | |
|-------|--|
| 第 1 号 | 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格 (貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額) が地方自治法施行令別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において京田辺市契約規則で定める額を超えないものをするとき。(役務の提供に係るものは 50 万円以下の契約) |
| 第 2 号 | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 第 3 号 | 障害者に対する就労支援等を行う施設において製作された物品を買い入れるとき又は障害者に対する就労支援等を行う施設、高年齢者若しくは母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から役務の提供を受けるとき。 |
| 第 4 号 | 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。 |
| 第 5 号 | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 第 6 号 | 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |
| 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |

表4 随意契約状況表（その3）

| 一者随意 契約合計 件数 | 地方自治法施行令第167条の2第1項該当号 (件) | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 | 第6号 | 第7号 | 第8号 | 第9号 |
| 285 | 20 | 216 | 39 | 0 | 11 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| | 7.0% | 75.8% | 13.7% | 0.0% | 3.9% | 1.8% | 0.4% | 0.0% | 0.0% |

※ 件数は、複数選択している場合があるため、合計が契約件数と合致しない。

※ 下段は、一者随意契約合計に占める割合である。

一者随意契約合計件数 285 件のうち、該当号は、第1号が 20 件 (7.0%)、第2号が 216 件 (75.8%)、第3号が 39 件 (13.7%)、第4号が 0 件 (0.0%)、第5号が 11 件 (3.9%)、第6号が 5 件 (1.8%)、第7号が 1 件 (0.4%)、第8号及び第9号がそれぞれ 0 件 (0.0%) で処理されていた。

表5 随意契約状況表（その4）

| 見積合わせ 件数合計 | 見積依頼者数 (件) | | | | | |
|---------------|------------|-------|-------|-------|------|------|
| | 2者 | 3者 | 4者 | 5者 | 6者 | 7者 |
| 87 | 13 | 38 | 19 | 12 | 3 | 2 |
| | 14.9% | 43.7% | 21.8% | 13.8% | 3.4% | 2.3% |

※ 下段は、見積合わせ件数合計に占める割合である。

随意契約のうち、見積合わせによるものは、87 件であった。見積依頼者数の内訳は、2者が 13 件 (14.9%)、3者が 38 件 (43.7%)、4者が 19 件 (21.8%)、5者が 12 件 (13.8%)、6者が 3 件 (3.4%)、7者が 2 件 (2.3%) であった。

10 監査の結果

全部局を通しての監査の着眼点ごとの結果は、次のとおりである。

(1) 該当号第2号以下の判断は、概ね適正に行われていた。前回調査では、該当号第1号で、一定金額以下であるという理由のみで、一者随意契約を締結しているケースが多く見受けられたが、今回は大幅に減少していた。

第1号は随意契約ができる金額についての規定であるが、一者と随意契約ができるということではない。第1号で処理する場合、市契約規則第38条各号に規定される場合を除き、できるだけ2者以上からの見積書を徴取されたい。

(2) 一者随意契約を締結する理由が十分整理されていないものが、一部見受けられた。京田辺市随意契約ガイドラインを再度確認し、一者随意契約の場合は、その理由及び業者の選定理由を明確に理由書等に記載されたい。

また、一部において、従前より当該業務を発注していたという理由から、一者随意契約を締結しているケースが、依然として見受けられた。このような業務は、他の所属で見積合わせを実施している価格と比較すると、金額に差があるので、今後は、できるだけ見積合わせを実施されたい。

(3) 前回調査での指摘事項等は、概ね改善していた。

今回の対象契約以外においても、該当号及び一者随意契約の理由について、京田辺市随意契約ガイドラインに則り適切に事務処理されたい。

また、部局別の監査結果の概要は、次のとおりである。なお、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局においては、対象契約がなかった。

(安心まちづくり室)

報告された契約は、すべて該当号が第2号で一者随意契約により処理されていたが、前回調査よりも一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(企画政策部)

報告された契約は、一者随意契約により処理されていたが、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(総務部)

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、前回調査よりも一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(市民部)

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、前回調査よりも一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(健康福祉部)

前回調査で該当号を整理するとともに見積合わせを実施するよう意見した浴槽水質検査業務等について、見直しが行われ、見積合わせにより契約されていた。また、敬老会の出演者派遣についても、プロポーザル方式での随意契約を実施されており、前回調査の指摘事項等に対応されていた。特に指摘する事項はない。

(建設部)

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(経済環境部)

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(上下水道部 (市長部局))

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると

考えられる。特に指摘する事項はない。

(出納室)

報告された契約は、一者随意契約により処理されていたが、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(教育部)

公共施設、小・中学校、幼稚園のピアノ調律など同種の業務において、見積合わせを実施しているものと、従前より当該業者に発注しているという理由から一者随意契約をしているものが、見受けられた。特別な理由がない限り、見積合わせにより事務処理されたい。

また、見積書の徴取を省略する場合でも、電話で他の業者に価格を問い合わせるなどし、その比較した記録を決裁に記載するなど、価格を比較した上で契約手続きを進められたい。

(農業委員会事務局)

報告された契約は、一者随意契約により処理されていたが、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(上下水道部（水道事業）)

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(消防本部・消防署)

報告された契約のうち、一者随意契約により処理されているものについて、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

(選挙管理委員会事務局)

報告された契約は、一者随意契約により処理されていたが、一者随意契約の理由が整理されており、適切に判断されていると考えられる。特に指摘する事項はない。

1.1 むすび

今回は、平成26年度に実施した行政監査結果を検証するため、再度、一者随意契約を監査のテーマに、全部局横断的な行政監査を実施した。その結果、前回の指摘事項等に、概ね対応されていることが確認できた。

随意契約は、少額の契約や競争入札に適さない契約をする場合の限定的な手続きであり、地方自治法、市契約規則等の内容をよく理解したうえで運用される必要がある。

特に、一者随意契約は、随意契約の中でも特殊な契約であり、経済性及び公正性の確保という観点から問題が生じるおそれもあり、今後も適切に理由を整理し、慎重に運用されたい。

また、全職員が制度を理解した上で契約事務を執行するためには、契約事務に関する研修会等が重要であり、市契約規則等について定期的に周知徹底を図られることが望まれる。

さらに、部局間の差は、チェック機能の問題も考えられることから、各部の政策推進室及び同機能を果たすべき組織を中心にしたチェック体制のさらなる強化にも努められたい。

なお、予定価格5万円以下の契約においては、手続きが不明確な部分もあることから、今後、改善に向け調査、検討されたい。

以上、平成28年度京田辺市行政監査（その2）結果報告を踏まえ、適正な契約事務の執行により、公正で効率的な市政運営を進め、市民の信頼を更に高められるよう努力されたい。